



人権久喜

編集・発行：久喜市人権擁護相談所 発行日：平成30年12月1日 No.47

誰もが安心して暮らせる社会をめざして

久喜市では、すべての人が安心して暮らせる住みやすい社会を目指していますが、いまだに、障がいのある人に対する偏見や誤解がなくなっています。

そこで、精神障がいのある方への理解を深めるために、民間団体や行政で精神障がい者の自立支援や就労支援に携わっております皆さんにお話を伺いました。

司会 私は、司会を務めます人権擁護委員の橋本久雄です。早速ですが、久喜市人権擁護相談所石田所長から御挨拶をお願いします。

石田所長 久喜市人権擁護相談所では、毎年様々なテーマで人権座談会を開催しております。本日は、「精神障がい者と人権」というテーマで精神障がいのある方が、生活上どのような支障があり、私たちで精神障がいのある方が、生活上どのような点に注意して接すればよいのか関係する皆様方のご意見を伺いたいと思います。

司会 それでは、本日ご出席の皆様からお話をいただきます。初めに、さいたま地方法務局久喜支局長の恒川様お願いいたします。

恒川支局長 法務省の人権擁護機関（法務局職員・人権擁護委員など）は人権相談において地域の皆さんのお悩みごとや心配ごとについて相談に乗り、相談者の自主的な問題解決を援助しております。

悩みを分かち合い
共感することから



恒川支局長

さらに、人権尊重の啓発活動を通して、差別や偏見をなくすために取り組んでいます。精神障がいのある方の人権につきましては、正しい知識が普及してこなかつたことから、長い間差別と偏見の対象となつておりました。全ての人々にとって、住みやすい平等な社会づくりを進めいくため、精神障がいのある方に対しての、十分な理解と配慮が求められています。

司会 神の障がいの悩みを、まず知つていただきたいと思います。不安を本人・家族・世話人が一緒に悩み、みんなで分かち合い共感する、このことが第一歩です。精神の障がいの悩みを、まず知つていただきたいと思います。

久喜市障がい者生活支援センターベルベール川島さんお願いいたします。

横に並んで一緒に歩む心くばりを

川島 久喜市から委託を受け、相談支援事業と地域支援事業を行っています。相談支援活動事業は、精神障がいのある方の相談と支援です。相談内容は様々ですが、相談者が、「どのように生活をしていきたいか。」「そのためにはどうしたらよいか。」と一緒に考え整理し、必要に応じて、関係機関と連携を取っています。「横に並んで

（この座談会は、平成30年8月23日に開催されたものです）

| 久喜地区 | 石田 晴久 | 橋本 久雄 |
|------|----------|-------|
| 菖蒲地区 | 益山 典子 | 松村 孝江 |
| 栗橋地区 | 原田 光伸 | 鈴木 大吾 |
| 鷺宮地区 | 坂田 政江 | 奈良 政利 |
| 未須地区 | 岩田 幸江 | 鈴木 実 |
| 池田 | 成子 中村喜美子 | 佐々木伸世 |

久喜市人権擁護相談所員（十六名）

◆出席者及び人権擁護相談所員紹介◆
(敬称略・順不同)

- 出席者（さいたま地方法務局久喜支局長） 桥本 久雄
- 出席者（わかつあいるーむ共同世話人） 中城 恵里
- 出席者（久喜市障がい者支援センターベルベール） 渡邊 昌之
- 出席者（久喜市障がい者就労支援センター就労支援員） 川島 恵
- 出席者（久喜市役所障がい者福祉課主幹） 鳥海 正

一緒に歩む』ということを、日々意識しています。相談者の選択の自由を守り、選択の機会をつくり、正しい選択能力を育むことを基本理念として活動しています。

また、地域活動支援事業として、地域で活動しているボランティアの皆さんとの地域活動や地域交流活動、障がい者福祉課と連携し、家族会の開催や障がいに対する理解を深める活動などを行っています。



渡邊さん

当センターの就労支援事業を、また、平成十九年国や県からも事業の委託を受け、埼玉北障害者就业・生活支援センターとして、障がい者の就労支援に取り組んでいます。

ます。最近では、精神障がいのある方に加え、発達障がいの診断を受けている方の就労相談も大変増えています。

就労相談では、ご本人やご家族に次いでハローワーク、福祉サービスの事業所、病院、市役所の窓口からの相談依頼もあります。主な就労の職種としては、製造業や物流業が多く、最近では小売業の販売員や病院、福祉施設なども増えてきています。

支援の流れですが、まず本人の希望や経験を聞き、ハローワークに同行したり、企業の面接に同席したり、職業適性検査の提案など様々な形で就労に繋がる支援をしています。しかしながら、精神障がいのある方に対する「ちょっと怖い」とか「不安定になつたときのようないい」など厳しいイメージをお持ちで、積極的に雇用する企業は多くないのが現実です。

「障害者虐待防止法」と 「障害者差別解消法」

「障害者虐待防止法」は、社会に潜文化している虐待から障がいのある方々を守るために、平成二十四年十月に施行され、本市では障がい者福祉課に障がい者虐待防止センターを設置し、虐待に関する通報や相談を受け付けています。

虐待は、人権を侵害する絶対にあつてはならないことです。が、残念なことに様々な場所（家庭・施設・職場）、様々な形（精神的・身体的・経済的）で起きています。



鳥海さん

久喜市障がい者就労支援センター渡邊さんお願ひいたします。

私たちのセンターは、母体が久喜市六万部の社会福祉法人啓和会です。平成十六年久喜市から

慮が求められ、本市としましては、障がい者等への配慮マニュアルを作成し、職員の研修を実施しています。法律の整備と共に、障がいのある方の権利擁護の仕組みが拡充してきましたが、これらの制度を、いかに皆様に周知して理解いただき活用できるかが、障がいのある方の権利を守ることに繋がるものと考えています。

司会 それぞれのお立場から、お話をいただきました。人権擁護委員から質問をお願いいたします。

人権擁護委員 人権相談に当たつて大切なことは、相談者の訴えをきちんと受け止めることです。受け止めてくれているということが理解されると、相談者は安心して話をしてくれます。

相談者の心の癒しこそが、精神的に障がいを疑われる相談者に対する際の重要な要素ではないかと思いますが、配慮マニュアルの具体的な内容を教えてください。



中城さん

人権擁護委員 寄り添いながら しつかり受け止める

人権擁護委員 障がいのある方と一緒に話をするときに、どのようなことに配慮して聞けばよいですか。

中城 家族会に来られる方々は、暗い感じはあまりなく、就労や結婚などいろいろな夢を持つている方が多いです。しかし、親の方が

虐待は、見近な人によって起こされることが多く、明るみに出ない傾向があり、障がいのある方自身が虐待を受けている自覚のない場合もあります。そこで、支援されている皆様お一人お一人が、虐待の芽を早い段階から気付き、ためらわずに相談して頂きたいと思いま

続いて、「障害者差別解消法」ですが、平成二十八年四月に障がない方のない「共生社会の実現」にむけて施行されました。あらゆる場所での不当な差別の禁止と合理的な配

合理的な配慮など基本的な考え方をまとめたものです。中心的な核になるものは、各障がいのある方の特性にあわせて適切に対応するための具体的手順となります。

鳥海さんお願ひいたします。

司会 久喜市障がい者福祉課主幹鳥海さんお願ひいたします。

鳥海 私からは、障がい者の権利擁護につきまして、「障害者虐待防止法」と「障害者差別解消法」について申しあげます。

当センターの就労支援事業を、また、平成十九年国や県からも事業の委託を受け、埼玉北障害者就労・生活支援センターとして、障がい者の就労支援に取り組んでいます。

川島 私も、まず話をしつかり聞

くことが一番だと思います。相談

者が、どのようなことを考え、どうすることを望んでいて、どのように接してもらえると嬉しいのかを知るために、丁寧に寄り添い話を聞くことを心掛けています。

人権擁護委員 相談に来られる方の中には、相談者本人が病気と認識されていない方など、判断しづらい方には、どのように対応すればよいのでしょうか。

もしベルベールに話を聞か

川島 もしベルペールに話を聞いてもらつた方が良さそうだというときには紹介していただき、こちらでは丁寧に話をお聞きしたうえで、関係機関につなげたり、一緒になつて取り組んだりといった対応をさせていただきます。

精神障がい者の就労

人権擁護委員 障がいの度合いも様々だと思いますが、精神障がいのある方は、皆さんが障害者手帳を持っていて就労されているのですか。

障がい者雇用の枠で働く条件として、手帳を持っている方もしくは、医師の診断を受けている方という条件があるので、就労支援センターでお手伝いできる方は限られています。

病気の方は、三百九十二万人いらっしゃるといわれています。症状の度合いや、本人やご家族の意思により、相談や診断を受けずに支援サービスを受けていない方もいますので、社会に出られなく、生きづらさを抱えて、困っている方たちがいらっしゃると思います。

鳥海 あくまでも手帳の取得は、本人の意思を尊重して行われるべきものであると思いますが、手帳を取得せずに社会の中で支援を受け、就労を目指すことも可能です。

精神科・心療内科等への通院にかかる費用の補助やヘルパー利用による生活の支援など、手帳を取得せども医師の診断書があれば、所定の申請をすることで、各種の必要なサービスが受けられます。

これにより精神障がいのある方が継続的に通院し、自身の体調を管理することで就労に向けた支援が可能となります。但し、医師の診断が必要であることから、最低限、医療機関への受診が必要であるとともに、就労を含む生活全般を支援するための事前相談が欠かせません。

このように相談者と手帳取得のメリット等、いろいろな状況を考え、話し合いながら進めていきます。

鳥海 あくまでも手帳の取得は、本人の意思を尊重して行われるべきものであると思いますが、手帳を取得せずに社会の中で支援を受ける、就労を目指すことも可能です。

ありますので、社会に出られなく生きづらさを抱えて、困っている方たちがいらっしゃると思います。鳥海 あくまでも手帳の取得は、本人の意思を尊重して行われるべきものであると思いますが、手帳を取得せずに社会の中で支援を受ける、就労を目指すことも可能です。

精神科・心療内科等への通院にかかる費用の補助やヘルパー利用による生活の支援など、手帳を取
得せずとも医師の診断書がある

渡邊 今まででは、障がい者雇用に算定される対象が、知的障がいの背景や懸念される点などあります。したら教えてください。



法律の整備と
今後の課題

なりますが、雇用率が上がったからといって、一般的な企業の方々の理解が深まつたかということは疑問です。企業の本音としまして、精神障害のある方をよく理解されていなく、まだちょっと抵抗をお持ちの企業も少なくないと思います。就労に繋がるチャンスは今後も増えていくとは思いますが、やはり受け入れる側の考え方や理解というものが醸成されていくことが必要であると感じています。

「人間の人の貼らないル」

人權擁護委員

精神の障がいのある

る方はどのような悩みをお持ちですか。具体的に教えてください。

るための一歩が踏み出しづらいのです。就労したいという気持ちはあっても、病気の症状とかで、長続きできないという就労に対する悩みや、結婚したくても、経済的な基盤ができていなくて、障害者年金だけでは、結婚生活を送つて

いくには厳しいと感じています。
基本的人権とは、「身体・精神・
経済的基盤」の三つがあつて初

めて守られるものだと思います。
もっと精神障がいのある方が、悩
まないで済むような社会的・経済
的な支援が必要であると思いま

法律の整備と
今後の課題

人権擁護委員 いろいろな法整備
がなされてきましたが、大きく変わったことや良くなつたこと、今後
の課題等お聞かせください。

鳥海 平成十八年以降は、障害者
自立支援法により障がいのある方
の意思を尊重して自由契約のも
と、障害福祉サービスの提供を受
けるという制度に変わつたことが
大きな点になります。但し、制度
の拡充に対しまして法整備やイン
フラの整備が追いつかず、多少の
混乱はありました。また、権利擁護の觀点から、
障害者虐待防止法や障害者差別解
決問題では、企業の本音としまして、
精神障がいのある方をよく理解さ
れていない、まだちょっと抵抗を
お持ちの企業も少なくないと思いま
す。就労に繋がるチャンスは今
後も増えていくとは思いますが、
やはり受け入れる側の考え方や理
解というものが醸成されていくこ
とが必要であると感じています。

人権擁護委員 精神の障がいのあ
る方はどのような悩みをお持ちで
すか。具体的に教えてください。

中城 精神障がいのある方たち
は、たくさん大きな夢を持つて
いる方が多いのですが、夢を叶え
るために一歩が踏み出しづらいの
です。就労したいという気持ちは
あっても、病気の症状とかで、長
続きできないという就労に対する
悩みや、結婚したくても、経済的
な基盤ができていなくて、障害者
年金だけでは、結婚生活を送つて
いくには厳しいと感じています。
基本的人権とは、「身体・精神・
経済的基盤」の三つがあつて初
めて守られるものだと思います。
もつと精神障がいのある方が、悩
まないで済むような社会的・経済
的な支援が必要であると思います。

す。さらに、当事者自らが「精神障がい者だ」というレッテルを貼るのではなく、一人の人間として、「自分はこういうことを悩んでいたんだ」と訴えていく。そういうことのできる社会になつて欲しいと思つています。

人権擁護委員 大切な心構えを伺つたような気がします。私たちお互いの市民として、共に生きていくうえで大切なこと、大切にしていきたいことがあります。教えてください。



川島 精神障がいのある方々皆それぞれであり、気にかけてもらえることが嬉しい方も多い、そつと見守つてもらえることが嬉しいと思う方もいます。障がいがあるこ

とで、何でも気にかけてもらえる、やつてももらえるということではなく、自分自身も頑張らなくてはいけない事など、お互いの話し合いの中で接点を見つけ出し、お互いの距離感・安心感をつかんでいけば良いのではないかと思います。

地域のみなさんへ 支えられながら



川島さん

さらに地域のみなさんの活動の

人権擁護委員 地域の方々とのコミュニケーションが大切だというお話をありました。これから的是取り組みとして、どのようなサポートが必要でしょうか。

川島 私どもの取り組みになつてしまいますが、以前は、地域の方々の理解や普及啓発のために、「精神保健のボランティア講座」を開催し、精神保健のボランティアが立ち上りました。

人権擁護委員 障がいのある方自身が、病気の自覚がなく病気を認めない方や、周囲に知られないように生活をされ、孤立化していくてしまう方々には、どのような対処をすればよいでしょうか。

中城 そのことが一番の悩みだと思います。孤立化するといふことは何もありません。人と人との繋がりを持って生きることがその人の宝であり、孤立しない術であると思います。できるだけ多くの人と繋がっていることが大切です。しかしながら、統合失調症の方の場合は、人とのコミュニケーションの問題でそれが難しいところがあると思います。日常生活にしても、就労にしても地域に

場を広げようと、現在では、地域活動支援事業の交流スペースや公民館などの施設を使用し、絵画等の作品展や夕食会の開催等の主催をしてもらっています。これからは、みんなが自由に集まつてただく中で、障がいとか病気といふことを打ち出すのではなく、別な形で繋がりができ、その先、一緒にでければいいなど考えているところです。

人権とは、 相手のことを見つけること

人権擁護委員 障がいのある方の中を想像することだと思います。そして、知ること、知つていくこと

司会 とが、孤立化の防止に繋がると思われます。病は病、支援は支援、と分けるのではなく、医療も福祉も保健も一緒になって考えていくことが大切であると思います。

中城 みなさんから、大変貴重なご意見をいたたくことができました。恒川支局長から感想をお願いいたします。

恒川支局長

大変貴重なお話を伺わせていただきありがとうございました。改めまして、精神障がいに対する理解・啓発等難しいと感じたところです。人権擁護機関の啓発活動として、地域のみなさまに、人権に対する理解を少しでも深めていただけるよう、今後もこのような機会を設けていきたいと

石田所長

本日は、皆様方から有

溶けこみにくいところもありますが、このことは私たち周りが理解しないといけないと思います。そのためにも、小さい頃からの福祉教育が必要であると思います。

そのためにも、地域のみなさんに対する誤解や偏見は、地域での自立や就労につきまして、理解を深めることができます。地域のみなさんとの交流を通じて、その正しい知識の普及啓発や地域のみなさんとの交流を通じて、その解消を図つていく必要性を強く感じています。

司会 以上をもちまして、座談会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

人権相談・女性相談(無料)

- 久喜地区 原則毎月10日 13時15分～16時15分
- 菖蒲地区 原則毎月第3水曜日 13時30分～15時30分
- 栗橋地区 原則毎月第3木曜日 13時30分～15時30分
- 鷺宮地区 原則毎月第4月曜日 9時30分～11時30分

問合せ 市役所人権推進課または

各総合支所総務管理課人権推進係